

平成26年1月31日

栗原工業株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、関西電力株式会社が発注する架空送電工事及び地中送電工事において、独占禁止法に違反する行為があり、公正取引委員会より発表のあった通り、下記の排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

お客様をはじめ、関係の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の命令を厳粛に受け止め、再発防止と法令順守の徹底をより一層強化し、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、関西電力株式会社が発注する架空・地中送電線工事の取引に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

当社は、上記違反行為について以下の課徴金納付を命じられました。

架空送電工事 2億7,342万円

地中送電工事 2億8,897万円

納付期限は平成26年5月1日（木）

以上